

最高人民法院による 登録商標、企業名称と先行権利が衝突する 民事紛争案件の審理における若干問題に関する規定

(2008年2月18日最高人民法院審判委員会第1444回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」による改正)

登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國反不正競争法」及び「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の規定に基づき、裁判実務を踏まえ、本規定を制定する。

第一条 原告が、他人の登録商標に使用された文字、図形等がその著作権、意匠権、企業名称権等の先行権利を侵害していることを理由として訴訟を提起し、民事訴訟法第一百九条の規定に適合する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

原告が、他人が指定商品上に使用した登録商標とその先行する登録商標が同一又は類似であることを理由として訴訟を提起する場合には、人民法院は民事訴訟法第二百二十四条第三号の規定に基づき、原告に対して関連行政主管機関に解決を申し立てるよう告知しなければならない。ただし、他人が指定商品の範囲を超え、又は顕著な特徴を変更、分解、組み合わせる等の方式で使用した登録商標と、その登録商標が同一又は類似であることを理由として、原告が訴訟を提起する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第二条 原告が、他人の企業名称とその先行する企業名称が同一又は類似であり、関連する公衆にその商品の出所の混同を生じさせるに足り、反不正競争法第六条第二号の規定に違反することを理由として訴訟を提起し、これが民事訴訟法第一百九条の規定に適合する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第三条 人民法院は、原告の訴訟請求及び争議の民事法律関係の性質に基づき、民事案件請求原因規定に照らして、登録商標又は企業名称と先行権利が衝突する民事紛争案件の請求原因を確定し、かつ相応の法律を適用しなければならない。

第四条 被疑企業名称が商標権を侵害し、又は不正競争を構成する場合には、人民法院は原告の訴訟請求及び案件の具体的情況に基づき、被告に使用差止め、使用是正等の民事責任を負わせると確定することができる。

出所:2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。